

東京都アレルギー疾患対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1 アレルギー疾患に係る実態の把握並びに予防及び治療のための調査・研究を行うとともに、総合的な対策を検討するため、東京都アレルギー疾患対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の事項について調査検討し、その結果を保健医療局長に報告する。

- (1) アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)第13条に規定する計画に関すること。
- (2) アレルギー疾患に係る実態調査に関すること。
- (3) アレルギー疾患の基礎的研究に関すること。
- (4) アレルギー疾患に係る予防及び治療に関すること。
- (5) アレルギー疾患に係る保健指導に関すること。
- (6) その他アレルギー疾患対策の推進に関すること。

(構成)

第3 委員会は、アレルギー疾患対策及び調査に関する学識経験等を有する者のうちから、保健医療局長が委嘱又は任命する委員25人以内で組織する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会長)

第5 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第6 保健医療局長は、専門の事項を検討するため必要があるときは、委員会に部会を設けることができる。

- 2 部会の構成員は、委員及び委員以外の関係者のうちから保健医療局長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その選出及び職務等については、第5の規定を準用する。

(招集等)

第7 委員会及び部会(以下「委員会等」という。)は、保健医療局長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員会等に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(公開等)

第8 委員会の会議(以下「会議」という。)並びに会議に係る検討資料及び会議録(以下「会議録等」という。)

は、公開する。ただし、会長、部会長又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は、必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第9 委員会等の庶務は、保健医療局健康安全部環境保健衛生課において処理する。

附 則

この要綱は、平成10年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。